

2023年7月

関係各位

株式会社ケイハン

## 適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、登録済みの場合は、別途通知資料に必要事項をご記入の上、弊社までご通知下さいますようお願い致します。

何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 弊社登録番号： ○○○○○○○○○○

2. 通知方法：下記方法のいずれかより、別紙通知資料に記載の上、通知願います。

- ① FAX
- ② メール
- ③ 請求書提出時添付

3. 適格請求書発行事業者登録番号の取得方法につきましては所轄税務署にお問い合わせ下さい。又は、国税庁ホームページよりご確認ください。

4. 本件についての問い合わせ先

株式会社ケイハン TEL：06-6793-7938（代表）

担当 ○○○○

以上